

かんたんな労務知識

朝夕冷え込む季節になりましたが、皆様いかがお過ごしでしょうか？

さて、人手不足が各業界で顕著になる昨今、少子高齢化の波も相成り、人材確保に頭を抱える企業も少なくないのではないでしょうか？総務省統計局の調査によれば、65歳以上が総人口に占める割合は27.3%、就業者総数に占める割合も11.4%と、どちらも過去最高となっています。

このような時代背景からでしょうか？平成29年1月1日より、今まで雇用保険に入れなかった一部の65歳以上の方についても、雇用保険の適用対象となることが発表されています。

今回はこのテーマについてご案内したいと思います。

～ 平成29年1月1日より65歳以上の方も雇用保険の適用対象となります ～

まず…、
1週間の所定労働時間が20時間以上、かつ31日以上雇用見込みがあること。
これが雇用保険加入の第1条件となります。



ただし今までは、上記の条件を満たしていても、
65歳以上で入社した方は加入の対象とはなりません。
(65歳前に入社され雇用保険に加入した方は、65歳を超えても引き続き雇用保険の加入者です。)

ところが！！

来年1月より、65歳以上で入社した場合にも、雇用保険の加入対象となります！！
この改正に伴い、現在65歳以上で入社したために雇用保険の加入が出来なかった方も、
平成29年1月1日付けで雇用保険に加入することとなります。

これにより…退職時に失業保険を受けることが出来るようになります。(要件有)

↓ 65歳以上の方限定 ↓

原則として ⇒ 退職前1年間に雇用保険の加入期間が通算6ヵ月以上あること
どれだけ？ ⇒ 雇用保険の加入期間が1年以上 … 50日分
 " 1年未満 … 30日分 } 一時金として支給

※雇用保険料の徴収については、平成31年度までは65歳以上の方については免除となります。



来年1月以降、該当する方については雇用保険加入の手続きが必要となります。

もちろん当方でお手続させていただきますので、

対象となる週20時間以上働いている65歳以上の方のご申告、
及び当方からの対象者の有無についての問い合わせ

にご協力をお願い致します。

上記内容でご不明な点は、ぜひ当方までお問い合わせ下さい。